職務発明における補償金に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日 規 則 第 351 号

最終改正 令和4年7月29日規則第28号

第1条 この細則は、高知大学発明規則(以下「発明規則」という。)第15条第1項及び 高知大学技術移転規則(以下「技術移転規則」という。)第8条第1項の規定に基づき、 高知大学(以下「大学」という。)の教職員が行った発明等(以下「職務発明等」という。) の補償金について定める。

第2条 この規則における用語の定義については、発明規則及び技術移転規則を準用する。 第3条 発明規則第15条第1項に規定する補償金の配分基準は、次のとおりとする。

職務発明等が登録されたとき

国内特許出願	
外国特許出願	10,000円
意匠登録出願	
商標登録出願	
品種登録	

- 第4条 大学所有の知的財産権について、実施料、知的財産権の譲渡代金、侵害者からの 損害賠償金その他の収入(以下「収入」という。)を得た場合で、収入の累計額が、当該 知的財産権に関して生じた次の各号に掲げる費用(以下「費用」という。)の累計額を超 過したとき、大学は、発明者に対し、当該超過額(以下「純利益」という。)に次条に定 める配分基準に基づく配分率を乗じた金額を、補償金として配分する。
 - (1) 特許出願関係費用(出願料、登録料、権利の維持に要した費用、審判に要した費用、 訴訟等に要した費用並びに弁理士及び弁護士等に支払った合理的な費用を含む。)
 - (2) 技術移転等に要した費用(交渉のために要した費用並びに弁理士及び弁護士等に支払った合理的な費用を含む。)
 - (3) ライセンス又は権利譲渡等に要した費用(交渉のために要した費用、訴訟等に要する費用並びに弁理士及び弁護士等に支払った合理的な費用を含む。)
 - (4) 侵害排除又は損害賠償請求等に要した費用(審判に要した費用、訴訟等に要した費用並びに弁理士及び弁護士等に支払った合理的な費用を含む。)
 - (5) 補償金を配分するために要した費用(発明者との交渉のために要した費用並びに弁

理士及び弁護士等に支払った合理的な費用を含む。)

- (6) 株式等(株式及び新株予約権をいう。以下同じ。)の換金のために要した費用(弁護士等に支払った合理的な費用を含む。)
- 2 分割出願により複数の特許権(以下「ファミリー特許権」という。)が生じた場合、補 償金の計算においては、一群のファミリー特許権を一つの特許権として扱い、収入及び 費用を計算するものとする。
- 第5条 前条の補償金の配分基準は、次のとおりとする。

配分対象	配分率
発明者	60%
大 学	40%

- 第6条 純利益は事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに年度末(毎年3月31日)を締切りとして計算し、補償金の配分は、次年度の9月末までに行うものとする。 ただし、大学は、裁量により、年度の途中に計算を行い、補償金を配分することができる。
- 2 純利益の計算は、各知的財産権について、収入又は費用が生じた国又は地域(以下「対象地域」という。) ごとに行うものとする。
- 3 収入は、大学に現実に入金された日及び金額について、当該日に収入を得たものとして計算する。ライセンス等の対価を現金に代えて株式等で取得した場合は、当該株式等を換金し、入金された日及び金額とする。
- 4 収入を得た対象地域又は費用が生じた対象地域が複数あり、その内訳が不明確な場合、 又は内訳を計算するために過度の労力が必要な場合には、当該対象地域全部における収入 入又は費用とみなし、当該収入又は費用を当該対象地域の数で除した金額を、各々の対象地域における収入又は費用とするものとする。
- 5 収入又は費用が、複数の知的財産権を根拠にする場合で、その内訳が不明確な場合、 又は内訳を計算するために過度の労力が必要な場合には、当該知的財産権全部に関する 収入又は費用とみなし、当該収入又は費用を当該知的財産権の数で除した金額を、各々 の知的財産権に関する収入又は費用とするものとする。
- 6 収入若しくは費用が、複数の対象地域に生じ、かつ、複数の知的財産権を根拠にする場合で、その内訳が不明確な場合、又は内訳を計算するために過度の労力が必要な場合には、当該対象地域全部かつ当該知的財産権全部に対する収入又は費用とみなし、本条

第5項に従って各々の対象地域毎の収入又は費用を計算したうえで、各地域の収入又は 費用を、本条第6項に従って各々の知的財産権ごとに計算するものとする。

- 7 年度における補償金が1千円未満の場合、第1項の規定にかかわらず、大学は、当該 補償金を次年度の補償金に加算して配分することができる。
- 8 前7項の規定に定められていない事項については、発明者と大学との間で誠実に協議し、定めるものとする。
- 第7条 第3条及び第5条に定める補償金の配分基準は、施行後随時見直すこととする。 附 則
 - この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日規則第38号)

- 1 この規則は、平成24年9月26日から施行する。
- 2 前項の施行日以前に得た収入の取扱いについては、本改正が発明者にとって有利になる場合には、改正後の細則を適用するものとする。

附 則(令和4年7月29日規則第28号)

- 1 この規則は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年1月1日から令和4年3月31日までにおいて得た収入及び費用は、令和3年 1月1日から令和3年12月31日までにおいて得た収入及び費用と合計し、令和3年度 の収入及び費用として扱い、この規則による改正後の第4条から第6条までの規定を準 用して、純利益を計算し、補償金を配分するものとする。
- 3 この規則による改正前の職務発明における補償金に関する細則に基づき、既に収入又 は費用として計上されたものは、この規則による改正後の職務発明における補償金に関 する細則によれば、新たな年度の収入又は費用として計上されるべきもの(前項の規定 により令和3年度の収入及び費用として扱うものを含む。)である場合でも、二重に計上 しないものとする。